

緊急制定案 20E-01

審議会議員について改正する件

提案者： RI理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 24 ページ）
2

3 第 9 条 審議会の構成と手続 4

5 9.110. 審議会役員 6

7 審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)、および幹
8 事である。審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、審議会の直前年度に次
9 期会長により選出され、3 年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。
10 事務総長は役員の氏名をすべてのクラブに公表するものとする。議長および副議長
11 は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ
12 以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

13 9.110.6. 投票権のない議員 14

15 会長、会長エレクト、理事会により選出された理事 1 名、理事会のほかのメンバー、およ
16 び事務総長は、審議会の投票権を有しない議員である。管理委員会の選んだ TRF 管
理委員 1 名は、審議会の投票権を有しない議員である。

(本文終わり)

趣旨と効果

17 規定審議会の案件 19-112 は、会長、会長エレクト、理事会の理事 1 名が今後の審議
18 会で発言できるよう RI 細則を改正し、元会長が審議会メンバーとなれるという過去の規
19 定を削除した。述べられた趣旨は、あまりにも多くの投票権を有さない理事や元会長が
20 出席することに伴い過剰に発生すると見受けられた旅費と宿泊費を削減したことであつ
21 た。歴史的にみると、理事会は規定審議会の前にエバNSTONで通常の理事会会合を開き、規定審議会への準備を行ってきた。また、規定審議会による決定に対応するた
22 め、規定審議会中と規定審議会後にも会合を開いた。2022 年規定審議会の際にもこ
23 れと同じこととなる。

24 19-112 の採択による意図せぬ結果として、投票権のない議員として規定審議会に出席
25 することが承認された 3 名の理事会メンバーに重い負担が課されるだろうと思われる。
26 過去 20 年間、理事会は毎回の規定審議会に 10~28 件の立法案を提出し、各案件を
27 理事会メンバー 1 名が担当してきた。19-112 の結果、19 名の理事会メンバーがそれぞ

1 れ案件を担当するのではなく、すべての理事会案件を3人の理事会メンバーが担うこと
2 となる。

3 よって本緊急制定案は、審議会議員としてすべての理事を復帰させることを目的とす
4 る。

5 理事は規定審議会中に立法案を提案し、それについて発言するほか、重要な戦略的、
6 運営的、歴史的見解を説明する。理事によるこの役割によって、代表議員が立法案に
7 ついて決定・投票するための審議において追加的な情報を提供できるという利点があ
8 る。規定審議会の歴史を通じ、会長、会長エレクト、理事全員が投票権のない議員とな
9 ってきた。このシステムは、審議会議員が、理事会を構成する多様なロータリアンがもた
10 らず知識や見解に触れることを可能としてきた。

財務上の影響

13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。規
14 定審議会の出席者にかかる経費の大半は、航空券、宿泊費、食費である。歴史的に見
15 て、理事会は規定審議会の前にエバンストンで4月の理事会会合を開いてきたほか、
16 規定審議会による決定に対応するため、規定審議会会場で、規定審議会中と審議会
17 後にも会合を開いてきた。よって、規定審議会に追加の理事が出席するための経費
18 は、宿泊費と食費の増額分であるが、これは最小限となると思われる。